

子ども子育て支援法の改正について

少子化対策として、若者・子育て世代への様々な経済的支援策が毎年度実施されています。令和7年度も現行の給付制度の拡充や新たな給付制度が施行されます。

今回は令和7年4月1日に施行される新制度についてご説明いたします。

【育児休業給付の給付率引上げ】

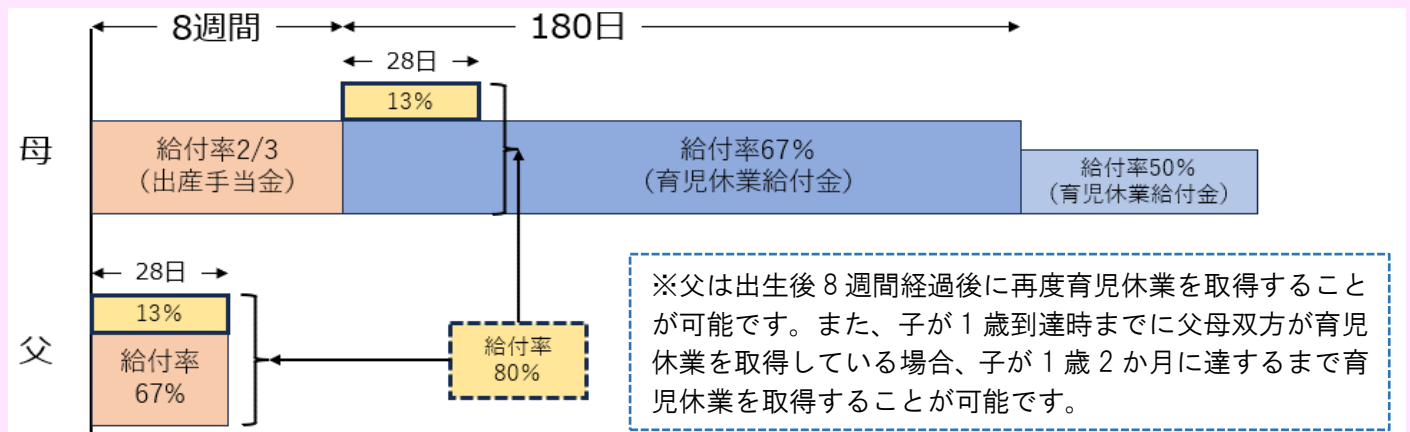
若者世代が希望通り、結婚、妊娠、出産、子育てを選択できるよう、夫婦がともに働き、育児を行える体制を推進するため、特に男性の育児休業取得の促進を行うことを目的とし、出生後最大28日間、育児休業給付が上げられます。

◆現行制度

育児休業開始後通算180日まで賃金の67%、180日経過後は50%が支給されます。

◆改定後

子の出生直後の一定期間以内（男性は出生後8週間、女性は産後休業終了後8週間）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、従来の67%に13%が上乗せされ賃金の80%が支給されます。



【柔軟な働き方を実現するための措置の拡充】

子の年齢に応じてフルタイムで残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていることから、男女とも希望に応じて仕事・キャリア形成と育児を両立できるように事業主には下記の措置の実施が義務化されます。

◆義務化される内容

- ① 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に、柔軟な働き方を実現するための措置
- ② ①の措置について、労働者に対する個別の周知、意向確認の措置

① 柔軟な働き方を実現するための措置の内容

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ テレワーク等（10日/月）
- ・ 保育施設の設置運営
- ・ 新たな休暇の付与（10日/月）
- ・ 短時間勤務制度

この内2つ以上の制度を選択して措置する必要があります



令和7年4月1日の改定では、2歳未満の子を養育するために短時間勤務をしている場合、育児短時間就業給付として、賃金の10%が給付される制度なども創設されます。

その他、従来の育児休業の期間延長、休業期間中の社会保険料免除制度、取得時の助成金などもございますので、詳しくは担当者までお問合せ下さい。